

常任委員会の所管事務調査マニュアル

平成31年2月4日
議会運営委員会決定

I. 目的

中津市議会基本条例第11条第4項「委員会は、市政の課題に適切かつ速やかに対応するため、専門性と特性を活かし、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮するよう努めるものとする。」に基づき、会期、閉会中を問わず、積極的に常任委員会を開催し、所管事務調査権の行使に努めることを目的とする。

II. 所管事務調査権の根拠等

常任委員会の権限として、地方自治法では、以下のように規定し、付託案件の審査権に加えて、「所管事務の調査権」を認めている。なお、中津市議会会議規則においても、その手続が以下のとおり規定されている。

○地方自治法

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

※1 調査：所管事務調査権

定義：常任委員会の所管に属する事務について調査する事務調査権

※2 審査：審査権

定義：本会議において、常任委員会に付託された事件に対し審査する審査権

○中津市議会会議規則

第70条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

III. 所管事務調査権行使の留意事項

1. 会期、閉会中を問わず、積極的に常任委員会を開催し、所管事務調査権の行使に努めるものとする。(所管事務調査権の行使は常任委員会のみ認められている権限)
2. 所管事務調査権等は、基本条例の趣旨にのっとり、①条例提案、②条例修正、③政策提言等につながるような行使が期待される。しかし、監視機能の強化ということを踏まえ、①、②、③を必ず求めるものではない。
3. 本会議における報告、報告書等の提出については任意である。

IV. 所管事務調査権の行使の適切な時期

1. 所管事務調査の行使は会期中となっているが、実際には、下記（Vの通り）の手続きがなされているので、開会、閉会に拘わらず、いつでも行使できる。
2. 審査権、調査権の行使時期を考えると、実際の議会開会中には、執行権者からの付託案件が多くあることから、付託案件以外の調査を実施することは、執行部、議会共に物理的にも負担が大きいため、閉会中に、出来るだけ計画だった調査スケジュールを立て所管事務調査権の行使をすべきである。

V. 所管事務調査権の行使の手続き

委員会改選時の議会の常任委員会において、所管事務調査の項目（所管項目全部）決定を行い、本会議において議決を行う。期限は次期委員会改選時まで。

（本手続きにより、委員会任期中は会期中を問わず、常任委員会を開催し、所管事務調査権を行使することができる。）

VI. 所管事務調査権運用フロー

時 期	内 容
委員選任、改選の議会	・ 正副委員長の決定 ・ 年間所管事務調査権の運用方針・計画の策定（Ⅶの通り・任意）
定例会最終日	・ 所管事務調査テーマと日程の協議と決定並びに本会議での議決
閉会中	・ 必要に応じて所管事務調査活動 例) 執行部からのヒアリング、説明 各種団体等との意見交換会 管内現地視察及び研修 市外行政視察等
会期中	・ 付託案件の審査活動及び審査項目に対する調査活動 ・ 本会議にて所管事務調査活動の報告または中間報告（任意） ・ 所管事務調査に基づく、条例案、条例修正案、意見書案、決議案の本会議への提出及び議決（任意） ・ 所管事務調査に基づく、提言書、報告書等の提出（任意）

VII. 年間所管事務調査権の運用方針・計画の策定について

1. 委員長、副委員長の選任や委員会改選時は、任期（1年）中の『所管事務調査権の運用方針・計画（以下、「運用方針・計画」という。）』の策定を行うように努める。
2. 策定にあたって、予め委員長は、運用方針・計画（案）を作り、委員協議会に提案し、協議の上決定するように努める。
3. 運用方針・計画は、委員長任期（約1年）の期間とし、主要テーマ（課題）を定め、テーマに沿った、担当課のヒアリング、関係団体との意見交換会（意見聴取）、管内現地視察及び研修、市外行政（先進地）視察研修など、実施時期、内容を、できるだけ具体的に記載する。
4. 運用方針・計画期間中の変更、調整等は柔軟に対応する。
5. 所管事務調査権の運用の成果として、条例提案や決議、意見書、執行部への提言、報告書等の提案、提出は、適宜行うように努める。

常任委員協議会の設置運用マニュアル

平成31年2月4日
議会運営委員会協議の上、議長決定

I. 目的

中津市議会会議規則 125 条第 4 項の規定に基づき、常任委員協議会の運用の仕方等を明確にし、常任委員会及び常任委員協議会の適切な運用の仕分けと、委員会等の活動の活性化を図るため定める。

II. 運用（開催）の内容

1. 審査事項の取り扱いについて（事前）対応協議
 2. 常任委員会の運営や正・副委員長の選任等の協議、調整
 3. 執行部からの事前説明
 4. 議員間討議
- ※委員会の審査、調査になじまない事案が生じた場合の対応

III. 常任委員協議会の設置の根拠と位置づけ

○地方自治法

第 100 条

12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

○中津市議会会議規則

第 125 条 法第 100 条第 12 項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

別表掲載の協議会

- ①会派会長会 ②全員協議会 ③常任委員協議会 ④意見交換会
⑤各委員会正副委員長事前協議 ⑥政策調査研究プロジェクト

IV. 常任委員協議会の設置運用の留意事項

※地方議会ハンドブック P176 より要約参照

1. 中津市議会会議規則第 125 条の規定に基づき協議等の場として常任委員協議会を設置
2. 本運用マニュアルは、議会運営委員会での協議の上、議長が定める。
3. 協議等の場では議案の審査及び調査は行えない
4. 常任委員協議会は閉会、開会中にかかわらず活動（開催）できる。
5. 法律の上の公開義務はないが、公開、非公開については適切に判断する。
6. 会議録は、費用弁償を支給する必要性等から、日時、場所、協議事項、出席者、協議等の概要の記録を残す。（費用弁償を支給する観点で、必要性あり）
7. 公務災害が適用される。